



2024年10月28日

各位

会社名 株式会社キャスター  
代表者名 代表取締役 中川祥太  
(コード番号: 9331 東証グロース市場)  
問い合わせ先 執行役員 狗巻勝博  
TEL. 050-5893-4549

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年10月28日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を2024年11月28日開催予定の第10期定時株主総会の付議事案にすることを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

場所の定めのない株主総会を可能とする変更をお願いするものであります。

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)の施行に伴い、上場会社においては、定款に定めることにより一定の条件のもとで、場所の定めのない株主総会(いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」)の開催が可能となっております。多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、感染症等の対策にも資するバーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう所定の変更を行うものであります。

本変更は、今後の株主総会よりバーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう、定款第11条第2項を追加するものであります。

なお、当社によるバーチャルオンリー株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令及び法務省令で定める要件に該当することについて、2024年8月23日付で経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現行定款  | 変更案  |
|---|--|
| 第3章 株主総会<br><br>第11条(招集)<br>当社の定時株主総会は、事業年度末日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。<br>(新設) | 第3章 株主総会<br><br>第11条(招集)<br><u>1. 当社の定時株主総会は、事業年度末日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。</u><br><u>2. 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u> |

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 2024年11月28日  
定款変更の効力発生日(予定) 2024年11月28日

以上